

# 社 会 教 育

# 1 社会教育行政の方針と重点

**方針** 地域住民一人ひとりが、ウェルビーイングの向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしながらをつくり出す社会教育の推進に努める。また、次代へ伝えるかけがえのない文化財の保存・活用と、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができる生涯スポーツの推進に努める。

## 課 題 学びを生かしたつながりの形成

<p>〔重点1〕 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進</li> <li>2 キャリア教育支援の仕組みづくりの推進</li> <li>3 こどもの読書活動の充実</li> <li>4 家庭教育支援体制の充実</li> <li>5 こどもの体験活動の推進</li> </ol>
<p>〔重点2〕 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域活動の実践者、コーディネーターの養成</li> <li>2 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成</li> <li>3 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援</li> </ol>
<p>〔重点3〕 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域住民の学び直しやリカレント教育の推進</li> <li>2 郷土を愛する地域住民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進</li> <li>3 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進</li> </ol>
<p>〔重点4〕 社会教育推進のための基盤整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育推進体制の充実</li> <li>2 社会教育施設の機能の充実と活用の促進</li> <li>3 社会教育関係職員等の養成と資質の向上</li> <li>4 社会教育関係団体等の活動の支援</li> </ol>
<p>〔重点5〕 伝統芸能の継承と文化財の保護</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の保護・保存</li> <li>2 文化財の公開・活用</li> <li>3 伝統芸能・技術の継承</li> <li>4 博物館等施設の機能の充実</li> </ol>
<p>〔重点6〕 スポーツの推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツ参画人口の拡大</li> <li>2 スポーツを通じた活力ある社会の実現</li> <li>3 競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化</li> </ol>

「特に推進すべき事項」については、重点1～重点6（P61～P68）の中で、印ゴシック体で表しています。

## \*\*\* 方 針 \*\*\*

地域住民一人ひとりが、ウェルビーイングの向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしながらをつくり出す社会教育の推進に努める。また、次代へ伝えるかけがえのない文化財の保存・活用と、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができる生涯スポーツの推進に努める。

## \*\*\* 課 題 \*\*\*

### 学びを生かしたつながりの形成

#### 1 学校との連携・協働の推進、家庭・地域の教育力の向上

管内においては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を意識した取組が見られるようになった。地域住民が学校教育活動に参加することで、子どもたちの学びが充実し、住民同士のつながりが生まれている。子どもたちが地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを育むとともに、学校が地域のコミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりを進めていけるよう、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することが重要である。

近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安・孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭が増加している。また、家庭教育を行う上での様々な課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められている。地域の多様な主体が連携協力して親子の育ちを応援し、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要である。

#### 2 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化しており、地域コミュニティの活性化は喫緊の課題となっている。住民間のつながりが希薄化する中、今後の社会教育においては、地域コミュニティの維持と活性化への貢献や、全ての住民が地域社会の構成員として社会参加できるような社会的包摂への寄与と、社会の変化に対応した学習機会の提供が重要である。

環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいをもって社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させていけるように、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びを推進していくことが重要である。

#### 3 必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための学び直しの推進

管内においては、地域住民のニーズに対応した様々な学びの機会が設定されており、特に高齢者の学びが充実している。人生100年を見据えたライフサイクルの中では、若年期に身に付けた知識やスキルのみで生き抜くことは不可能である。また、高齢者から若者まで全ての地域住民が活躍するためには、生涯を通じて時代の変化に応じた新たな知識やスキルの獲得が必要となる。人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するサイクルを実現するために、「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」をつくることが重要である。

#### 4 多様なニーズに対応した教育機会の提供

一人ひとりが豊かな生活を送り、公平公正で活力ある社会を実現するうえで、障がいの有無や日本語指導の必要性、不登校や高校中退など、多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供が必要である。誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築することが重要である。

## 【重点1】学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

実践事項

は、特に推進すべき事項

### 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域学校協働活動推進員を配置し、地域連携担当教職員との連携に努める。  
地域学校協働活動推進員の人財の発掘に努めるとともに、人財の育成や資質向上のための研修等を充実させる。

地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を促進するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に努める。  
教職員等の学校関係者、地域住民、保護者等に普及啓発を図るとともに、住民等の活動への参画と関係機関・団体等との連携・協働に努める。

### 2 キャリア教育支援の仕組みづくりの推進

地域住民・企業・NPO・各種団体・各種学校等との連携・協働による教育支援活動を充実させる。  
子どもたちのキャリア形成に資するよう、地域の情報を適切に学校等に提供する仕組みづくりに努める。

### 3 こどもの読書活動の充実

こども読書活動推進計画をもとに、こどもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発と電子書籍等を含めた読書環境の整備に努める。  
読書関係団体などの支援やネットワークづくりを推進するとともに、こどもの読書活動を支援するボランティアの育成・活用に努める。

### 4 家庭教育支援体制の充実

他部局や学校・幼稚園などの関係機関と連携・協力し、多くの保護者が集まる機会を利用した参加しやすい学習機会の提供に努める。  
地域の核となって家庭教育を支援する人財を育成・活用し、社会全体で家庭教育を支える相談体制や支援体制づくりに努める。

### 5 こどもの体験活動の推進

こどもの多様な学びや体験活動ができる機会や場の設定に努める。  
体験活動の実施については、関係機関（学校、他部局、社会福祉協議会、社会教育施設等）や各種団体（子ども会、婦人団体、PTA等の社会教育関係団体、商工団体、ボランティア団体等）との連携の強化に努める。

## 【重点2】地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

実践事項

は、特に推進すべき事項

### 1 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

地域活動に主体的に取り組む実践者、コーディネーターの発掘・養成のため、各方面で活躍する個人やNPO等の民間団体の情報収集・提供に努める。

地域活動の実践者、コーディネーターのための学習機会を充実させるとともに、活動への継続的な支援に努める。

### 2 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成

地域の活力が将来にわたって持続するよう、郷土に誇りを持ち、その良さを引き継ぎながら地域づくりに取り組む地域の次代を担う人財育成に努める。

若者が地域において仲間とつながり楽しく学び活動するためのきっかけづくりと拠点づくりに努める。

地域課題解決のための学習や活動をしている個人や団体と、若者が協働する仕組みづくりに努める。

### 3 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

地域コミュニティの活性化に向け、地域活動に関わる人財が集い・つながる場の設定に努める。

地域活動に関わる関係者の資質向上のため、情報やノウハウ等を交換し合えるネットワーク形成の促進に努める。

### 【重点3】人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

実践事項

は、特に推進すべき事項

#### 1 地域住民の学び直しやリカレント教育の推進

地域住民の主体的なキャリア形成につながる学習機会の情報収集・提供に努める。  
産学官民によるネットワークを活用する等、学び直しやリカレント教育の機会を充実させ、誰もが生涯にわたって意欲を持って学び、教養や能力を高め、活躍していく環境づくりに努める。

#### 2 郷土を愛する地域住民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進

学んだことがボランティア活動等の社会参加活動に結びつくよう、学習成果を生かせる機会の拡充に努める。  
地域住民一人ひとりが学習成果や能力を生かし、主体的にボランティア活動等の社会参加活動に取り組めるよう、情報提供や相談体制の充実に努める。

#### 3 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

地域課題や地域住民の学習ニーズを把握するとともに、高齢者や障がい者を含めた全ての住民が、地域の構成員として参加できるような学習内容の開発や、意欲的に参加できるような企画・運営に努める。  
学習者の多様なニーズに対応するため、大学や企業、NPO等関係機関との連携・協働に努める。  
地域課題に応じた学習機会・学習情報提供、学習相談等の生涯学習環境の充実及び社会参加活動の促進に努める。

## 【重点4】社会教育推進のための基盤整備

実践事項

は、特に推進すべき事項

### 1 社会教育推進体制の充実

総合的・体系的な社会教育の推進を図るため、市町における中長期の社会教育計画の策定や見直しに努める。

行政、関係機関・団体や他市町等との一層の連携・協力を努める。

### 2 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

学習や読書活動等の拠点となる社会教育施設の整備・充実に努める。

県の社会教育施設や近隣市町村施設等とのネットワーク化を図り、事業の充実・促進に努める。

学習プログラムや人材バンク、プログラムバンク等の情報の共有化に努める。

### 3 社会教育関係職員等の養成と資質の向上

社会教育の推進を図るため、資質に富んだ専門職員を計画的に養成し、適正に配置するように努める。

社会教育関係職員の養成と資質向上を図るため、各種研修への参加促進に努める。

地域課題の把握・分析とその解決に向けた学習機会の設定等を通して実践的な資質向上に努める。

### 4 社会教育関係団体等の活動の支援

各団体の活動状況を把握し、ねらいの達成に向けた支援に努める。

各団体の主体的活動の展開を図るため、団体の特色を生かした研修内容等の工夫に努める。

## 【重点5】伝統芸能の継承と文化財の保護

### 実践事項

#### 1 文化財の保護・保存

地域の埋蔵文化財の分布状況や範囲確認調査、伝統的建造物等の文化財の保存・修理及び防災対策等を計画的に実施するように努める。

文化財への理解を深めるため、歴史講座や文化財講座等を開設し、地域の文化財や伝統文化に関する学習機会の充実に努める。

現地調査や現状把握を行う文化財パトロールを実施することにより、文化財の保護に努める。

#### 2 文化財の公開・活用

地域の文化財や関連施設をネットワーク化して広域的活用を進めるとともに、デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用の促進と情報発信に努める。

伝統的建造物等の歴史的文化遺産を積極的に公開し、伝統的な文化に触れる機会の充実に努める。

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力の発信、認知度の向上及び受入態勢の充実に努める。

#### 3 伝統芸能・技術の継承

地域で継承されてきた伝統芸能等を映像や音声で保存し、伝承活動の支援に努める。

地域の保存会等で継承されている伝統芸能・技術の発表機会を充実させるとともに、後継者の育成支援にも努める。

こどもの伝統芸能伝承活動を支援し、発表や交流の機会の充実に努める。

#### 4 博物館等施設の機能の充実

地域の貴重な文化財を公開・展示し、学校教育及び地域住民の学習活動を支援する場となるように努める。

学芸員等の専門職員を配置し、地域の特色ある資料の収集と展示活動の充実に努める。

## 【重点6】スポーツの推進

### 実践事項

#### 1 スポーツ参画人口の拡大

性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、それぞれのライフスタイルや興味・関心、体力や健康状態等に応じたスポーツに取り組むことができるよう、イベントを開催したり、スポーツプログラムを提供する場を確保したりするなどして、スポーツ活動の推進に努める。

地域で保護者と子どもと一緒に参加できるスポーツ教室やイベントを開催するなど、幼児期からの運動習慣確立と体力向上に向けた方策の推進に努める。

スポーツ推進委員等の人財を活用してスポーツを通じた健康づくりを推進し、運動習慣の定着が図られるよう、地域の実情に応じた運動・スポーツ活動の充実に努める。

#### 2 スポーツを通じた活力ある社会の実現

国のスポーツ基本計画や青森県スポーツ推進計画を踏まえ、各市町のスポーツ振興計画等の策定及び改定に努める。

指導者やスポーツ推進委員の資質向上に向けた研修会の開催や、スポーツイベントの運営を支えるスポーツボランティアを育成するなど、地域スポーツを支える多様な人財の育成と活動の場の確保に努める。

第80回国民スポーツ大会や第25回全国障害者スポーツ大会を契機とした地域スポーツを推進していくとともに、大会終了後の持続可能なスポーツの振興に努める。

障がいのない人だけでなく、障がいのある人も気軽にスポーツに参加できるスポーツ教室やイベント等の開催を通じて、スポーツを通じた地域の活性化及び共生社会の実現に向けた取組の推進に努める。

地域スポーツ活動の場となる、学校体育施設や公共スポーツ施設の有効活用・利用促進に努める。

#### 3 競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

各競技団体と連携を図りながら各種競技大会で活躍できる選手の発掘・育成・強化に努める。

各種競技大会で活躍できる選手の育成・強化のため、選手の多様なニーズに対応できる指導者の育成及び資質向上に努める。

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員等の地域スポーツを支える指導者の育成に努める。

各競技団体等の組織運営やドーピング防止に関する取組の情報提供に努める。

地域の選手及びジュニア層の競技力向上と指導者の指導力向上を図るため、スポーツ医・科学の活用に努める。

参考となる資料

【重点1～重点4】

---

○文部科学省ホームページ～学校と地域でつくる学びの未来  
(文部科学省)



---

○これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動  
(令和2年3月 文部科学省)



---

○コミュニティ・スクールのつくり方  
(令和2年10月 文部科学省)



---

○コミュニティ・スクールパンフレット2018  
(平成30年8月 文部科学省)



---

○共生社会の実現を推進する社会教育とボランティアに関する調査研究報告書  
(令和7年3月 国立教育政策研究所)



---

○社会教育主事の専門性を高める現代的課題を扱った研修プログラムの開発に関する調査研究報告書 (令和2年3月 国立教育政策研究所)



---

○ボランティアの学びと地域課題解決学習の推進に関する調査研究報告書  
(令和2年3月 国立教育政策研究所)



---

○青森県基本計画「青森新時代」への架け橋  
(令和6年6月 青森県総合政策課)



---

○ふるさと青森を愛する心と行動に関する県民の意識調査報告書  
(令和7年3月 青森県教育委員会)



---

○つながろう！ひろげよう！みんなでつくる地域学校協働活動地域学校協働活動  
ハンドブック 実践編 (令和5年1月 青森県教育委員会)



○改訂版あおもり親楽プログラム 2中・高校生編  
(令和4年3月 青森県教育委員会)

---



○改訂版あおもり親楽プログラム 1乳幼児・小学生編  
(令和3年3月 青森県教育委員会)

---



○地域のチカラで家庭を支える！実践事例から学ぶ家庭教育連携・協働ハンドブック  
(令和2年3月 青森県教育委員会)

---



○今がその時！みんなでつくる地域学校協働活動 - 地域学校協働活動ハンドブック  
(平成31年3月 青森県教育委員会)

---



○青森県における新しい時代の生涯学習・社会教育の推進の在り方について(答申)  
(令和4年10月 青森県生涯学習審議会)

---



○人口減少下における地域コミュニティ再生のための生涯学習の推進の在り方について(答申) (令和2年10月 青森県生涯学習審議会)

---



## 【重点5】

---

○青森県文化財保存活用大綱  
(令和3年1月 青森県教育委員会)

---



## 【重点6】

---

○青森県スポーツ推進計画  
(令和5年1月 青森県教育委員会)

---



## 2 各種手続き等

### 〔1〕 社会教育関係教育委員会訪問について

#### 前期訪問

- 1 目的  
管内教育委員会における社会教育計画策定状況や職員体制と業務内容等について把握する。  
教育事務所と管内教育委員会における事業内容を共通理解し、今後の方向性について協議する。
- 2 訪問期間  
5月中旬～下旬
- 3 訪問予定者  
所長、教育課長、主任指導主事・副課長、社会教育担当者、指導主事（1名）
- 4 教育委員会の出席予定者  
教育長（教育次長）、担当課長、公民館長、図書館長及び関係職員
- 5 訪問時間  
1時間30分程度
- 6 説明及び協議  
西北教育事務所からの説明  
ア 今年度の西北の方針・重点、課題について  
イ 社会教育関係事業及び情報提供について  
市町教育委員会からの説明  
ア 各市町社会教育行政の課題について  
イ 今年度の方針・重点について  
ウ 今年度実施予定の事業と改善点について  
全体協議  
特に話題にしたい事項等について  
上記の進行については、西北教育事務所が行う。
- 7 訪問日までの手順  
教育事務所は、訪問日時・訪問者について各教育委員会と連絡・調整の上、実施する。  
各教育委員会は、訪問期日の1週間前までに訪問計画書〔様式1〕を教育事務所長宛て提出する。

〔様式1〕（A4判縦）

西北教育事務所長 殿	文 書 番 号 令和 年 月 日
	教育委員会 教育長 (公印省略)
社会教育関係教育委員会訪問計画書(前期)の提出について	
記	
1 訪問日時	令和 年 月 日( ) : ~ :
2 場所	
3 出席予定者 (教育委員会側)	計 名
4 日程	

特に話題にしたい事項・助言を受けたい事項がある場合は、要点を絞り具体的に記入する。

## 後 期 訪 問

- 1 目 的  
管内教育委員会における社会教育の推進状況等を把握するとともに、課題解決の方策を探る。  
次年度から始まる補助事業、委託事業についての情報提供をする。
- 2 訪 問 期 間  
12月上旬～中旬
- 3 訪 問 予 定 者  
教育課長、主任指導主事・副課長、社会教育担当者
- 4 教育委員会の出席予定者  
担当課長、公民館長、図書館長及び関係職員
- 5 訪 問 時 間  
1時間30分程度
- 6 説明及び協議  
西北教育事務所からの説明  
ア 本県及び西北管内の社会教育の取組状況について  
イ 次年度実施予定の事業等について  
市町教育委員会からの説明  
ア 今年度実施事業の成果と課題について  
イ 次年度実施予定の事業等について  
全体協議  
ア 「西北の課題」・「重点」への取組状況等について  
イ 特に話題にしたい事項等  
その他  
ア 『西北の社会教育～令和8年度のあゆみ～』について  
イ その他  
上記の進行については、西北教育事務所が行う。
- 7 訪問日までの手順  
教育事務所は、訪問日時・訪問者について各教育委員会と連絡・調整の上、実施する。  
各教育委員会は、訪問期日の1週間前までに訪問計画書〔様式2〕を教育事務所長宛て提出する。

〔様式2〕（A4判縦）

西北教育事務所長 殿	文 書 番 号 令和 年 月 日
	教育委員会 教育長 (公印省略)
社会教育関係教育委員会訪問計画書(後期)の提出について	
記	
1 訪 問 日 時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :
2 場 所	
3 出 席 予 定 者 (教育委員会側)	計 _____ 名
4 日 程	

特に話題にしたい事項・助言を受けたい事項がある場合は、要点を絞り具体的に記入する。

〔 2 〕 講師、助言者等の派遣について

- 1 教育委員会、社会教育関係団体等の各種集会、研修会、講座等の講師、助言者等として要請がある場合には、これに応じる。
- 2 要請に当たっては、事前に電話等で連絡し、派遣申請書〔様式3〕を教育事務所長宛て提出する。

〔様式3〕（A4判縦）

		文 書 番 号	
		令和 年 月 日	
西北教育事務所長 殿			
		教育委員会（または団体名） 教育長（または代表者名） （公印省略）	
講師・助言者の派遣について			
下記のとおり、所員の派遣を申請します。			
記			
1	講師・助言者		
2	事業名		
3	日 時	令和 年 月 日（ ）	: ~ :
4	場所・参加予定人員		
5	依頼内容		
6	備考		
	開催要項等を添付のこと		
	経費負担について		
	その他		